消費税法

本試験問題

〔第一問〕

問1 次の各間に答えなさい。

- (1) 特定資産の譲渡等に該当する役務の提供の意義について述べ なさい。
- (2) 国内において特定資産の譲渡等が行われた場合に、特定資産 の譲渡等を行った事業者及び事業として特定資産の譲渡等を受 けた事業者における消費税法令の適用関係について述べなさい。 なお、消費税が課される場合には、その納税義務者及び納税 義務の成立の時期について、その根拠も含めて述べなさい。

〔第一問〕

- 間2 消費税法に関する以下の文章について、正誤及びその理由を述べ ^ト。
- (3) その課税期間における課税売上高が5億円を超えるとき、又は その課税期間における課税売上割合が百分の九十五未満のときに は、消費税法第30条第2項第1号若しくは第2号に規定する方法 によって、課税標準に対する消費税額から控除する課税仕入れに 係る消費税額を計算することとなるが、同項第1号に規定する個 別対応方式による場合には、例えば、課税資産の譲渡等にのみ要 する課税仕入れを抽出して、それ以外の課税仕入れ全てについて、 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの として計算することができる。

TAC予想問題

- ●実力完成答練 第1回〔第一問〕
- 問1 次の間に答えなさい。
- (1) 消費税法では、国内において事業者が行った資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に核当するものを除く。)及び特定仕入れには、この法律により、消費税を課することとされている。
 - この場合において、「資産の譲渡等」、「特定資産の譲渡等」 及び「特定仕入れ」の意義や範囲について述べなさい。
 - (注) 消費税法施行令に規定する事項については触れる必要はない。
- ●理論ドクター P164

課税事業者である甲社(国外に支店等を有していない。)は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税期間において、国外事業者であるA社(国内に支店等を有していない。)とインターネットショッピングサイトの使用許諾契約を締結し、サイト使用料12.600.000円を支払っている。

このサイトは使用許諾契約において取引当事者問固有の契約に基づき、 役務の提供を受ける事業者が事業として利用することが明らかなものであり、「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当する。 なお、このサイトでは甲社の課税製品のみを消費者向けに販売している。

ここで甲社が支払ったサイト使用料の取扱いについて、次の間い に答えなさい。

- 問1 国内取引に該当するかどうか
- 間2 課税標準に含まれるかどうか
- 問3 個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合の取扱い (注) 甲社は消費税簡易課税制度選択届出書を提出したことはな
 - く、当課税期間の課税売上割合は95%未満である。
- ●理論ドクター P167

特定資産の譲渡等を行う事業者が、特定課税仕入れを行う事業者 に対し行うべき表示義務について述べなさい。

●上級テキスト (P195)、レギュラー速修テキスト (P87)

個別対応方式の適用方法 (基通11-2-18)

個別対応方式により仕入れに係る消費税額を計算する場合に は、その課税期間中において行った個々の課税仕入れ等について、 必ず、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、その他の資産の譲渡 等にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡 等に共通して要するものとに区分しなければならない。

したがって、例えば、課税仕入れ等の中から課税資産の譲渡等 にのみ要するものを抽出し、それ以外のものを全て課税資産の譲 渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに該当するも のとして区分することは認められない。



「第一問〕

間2

(4) その課税期間において課税事業者である事業者は、原則として 消費税法第48条第1項により消費税の確定申告書を提出する必要 があるが、例えば、国内において行った課稅資産の譲渡等に係る 課稅標準である金額に対する消費稅額が1,000,000円で、当該消費 稅額から控除することができる仕入れに係る消費稅額等の同項第 3 号イから二に掲げる消費稅額の合計額も1,000,000円である場 合、消費稅の納付稅額が生じないことから、消費稅の確定申告書 を提出する義務はない。

〔第二問〕

問1 前提資料

1 会計帳簿における経理について、すべて消費稅及び地方消費稅 (以下「消費稅等」という。)を含んだ金額により処理(稅込経理) していたが、当課稅期間より、すべての取引を消費稅等の額とそ の消費稅等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式(以 下「稅按経理」という。)に変更した。

なお、税抜経理を行うに当たっては、取引の相手方に交付した 又は取引の相手方から交付を受けた請求書、領収書等に消費税等 の額が区分して記載があるものについては、その記載に基づき、 それ以外のものについては甲の経理担当者が帳簿に記載する際に 区分し、区分した消費税等の額は「仮払消費税等」勘定又は「仮 受消費税等」勘定で経理している。

〔第二問〕

問1 前提資料

5. 甲は、平成25年1月1日から同年12月31日までの課税期間から 課税売上高が1,000万円以下になったことがなく、課税事業者に 該当後速やかに消費税法第57条第1項に規定する届出書「消費税 課税事業者届出書」を提出し、平成26年12月25日に、平成27年1 月1日から同年12月31日までの課税期間を適用開始課税期間とす る消費税法第37条第1項(中小事業者の仕入れに係る消費税額の 控除の特例)に規定する届出書「消費稅簡易課稅制度選択届出書」 を提出の上同項の適用を受けている。なお、その後同条第5項に 規定する屈出書「消費稅簡易課稅制度選択不適用届出書」の提出 をしたことはない。

また、課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等について、消費税法施行令第57条第5項第1号から第6号の各号に掲げる第一種事業から第六種事業の種類ごとに適正に区分している。

「第二問〕

問1【資料】

5. 甲の当課税期間の前課税期間に係る確定消費税等の額は 677,800円 (消費税533,700円、地方消費税144,100円) であり、甲 は消費税法第42条第8項に規定する任意の中間申告書を提出する 旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出していない。

〔第二問〕

問1 【資料】6

6. 平成29年6月27日に自己破産した顧客に対し、平成28年12月24 日にベットを販売した販売代金156,600円(消費税等込)につい ては、甲の事業廃止に伴い、平成29年12月31日に貸倒れとして処 理した。

なお、当該貸倒れに係る事項は、上記損益計算書には含まれていない。

●直前予想答練 第1回〔第一問〕

問2 次の①から③までの各事例について、各問に答えなさい。

解答にあたっては、課税資産の譲渡等に係る中間申告、国税 通則法における規定、各申告書の具体的な記載事項、その他特 記されていない事項については考慮する必要はない。

また、各事例について税額を計算する必要はない。なお、各事業者ともに特定課税仕入れは行っておらず、③のE社以外は輸入取引を行っていないものとする。

① 個人事業者A (以下「A」という。) は、国内において玩 具の販売業を営む課税事業者であったが、Aは当年の平成29 年5月7日に死亡したことによりAの息子B (以下「B」と いう。) がAの事業を相続(包括承継に核当する。) により承 継した。なお、相続人であるBは同日にAの相続の開始があっ たことを知った。

また、Aの平成29年1月1日から死亡の日までに係る課税 売上高は4,860万円 (税込)、課税仕入高は3,240万円 (税込) であった。

この場合におけるAの当年(平成29年)に係る

- (1) 申告等の手続について、概要を述べるとともに、法令の 規定を述べなさい。
- (2) 当骸申告書の提出期限を具体的な日付で述べなさい。
- (3) 当該申告における納税地について、答案用紙に従って解答しなさい。

●全国公開模試〔第二問〕

前提資料

1 会計帳簿における経理処理について、すべて消費税及び地方 消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により経理(以 下「税込経理」という。)していたが、当課税期間より、すべ ての取引を消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額 を区分して経理(以下「税抜経理」という。)する方式に変 更した。

なお、税抜経理を行うに当たっては、取引の相手方に交付した又は取引の相手方から交付を受けた請求書、領収書等に消費税等の額が区分して記載があるものについては、その記載に基立。それ以外のものについては、甲社の経理担当者が帳簿に記載する際に区分し、区分した消費税等の額は「仮払消費税等」勘定又は「仮受消費税等」勘定で処理されている。

●実力完成答練 第2回

前提資料

(6) 甲社は、平成28年6月1日から平成29年3月31日を適用開始課税期間とする「消費税簡易課税制度選択届出書」(消費税法第37条第1項に規定する届出書をいう。)を平成28年9月20日に提出し、その適用を受けている。なお、当課税期間中に国内において行った課稅資産の譲渡等については、消費税法施行令第57条第5項第1号から第6号に規定する事業の種類ごとに適正に区分されているものとする。

●補助問題 第3回〔第二問〕問2

7. 乙社の前課税期間の確定消費税の6月分は304,500円(消費稅 240,000円、地方消費稅64,500円)であり、乙社は任意の中間申告 書を提出する旨の届出書(消費稅法第42条第8項に規定する届出 書をいう。)を納稅地の所轄稅務署長に提出していない。

●合格情報補助問題〔第二問〕

(21) 「貸倒損失」は平成27年7月12日(契約日)に丙社が販売した 土地付建物の決済残金が個人顧客の自己破産の決定(平成29年12 月25日)により債権の全額切捨てが確定したために、計上された ものである。当該契約内容は下記のとおりである。

契約金額: 7,000,000円 (土地5,200,000円、建物1,800,000円)、 手付金額: 750,000円 (契約日に受領済)



〔第二問〕

問2 【資料】

4. A社が当課税期間中に納付した消費税等の中間納付税額は 824,000円 (消費税額648,900円、地方消費税額175,100円) である。

(第二間)

問2〔付記事項〕(5)

② 通勤手当 3,719,344円 上記②の金額には、通勤のために通常必要であると認められる 部分を超えるものとして、所得税法上給与として課税された金額 520,000円が含まれている。

〔第二問〕

問2〔付記事項〕

(18) 「その他の営業経費」の内訳は、次のとおりである。

税理士報酬

(源泉所得税及び復興特別所得税98,016円を含む。) 960,000円

(盆一朋)

問2〔付記事項〕

(19) 「受取利息配当金」は、国内銀行の預金利息であり源泉所得税 2,515円、復興特別所得税53円が控除された手取額である。 ●直前予想答練 第2回

〔第二問〕問1〔資料〕

1 中間申告に関する事項 当課税期間中の中間申告により納付した消費税額及び地方消 費税額は10.463.400円(うち地方消費税額2.223.400円)であるが、

租税公課で処理されている。

〔第二問〕〈付記事項〉(7)

① 国内出張に係る鉄道運賃、航空運賃、宿泊費用 1,857,000円 上記には、通常必要と認められる範囲を超える部分として、 所得税法上給与として課税された金額458,000円が含まれてい

●合格情報補助問題

〔第二問〕〔付記事項〕

② 「その他の営業経費」は以下のものを除き、共通課税仕入れに該当するものである。

① 税理士報酬 (源泉所得税額162,500円を含む) 1,296,000円

●合格情報補助問題

〔第二問〕 〔付記事項〕

(23) 「受取利息配当金」の内訳は、次のとおりである。

① 国内銀行の預金利息 源泉所得税14,700円、復興特別所得税308円が控除された手 取額である。

